

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令、作業の一時停止命令
概要	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（特定工事）を施工する者が、作業基準を遵守していないと認めるときは、作業基準に従うべきことを命じ、又は作業の一時停止を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第18条の19
処分基準	特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	